

議 案 第 95 号

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

独立行政法人都市再生機構から住宅を借り上げ、市営住宅として賃貸すること
に伴い、当該住宅の入居者から共益費を徴収するため。

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例（昭和48年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（共益費）

第18条の2 借上げに係る市営住宅にあつては、市長は、前条第1項各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため必要と認めるものを共益費として入居者から徴収することができる。

2 前項に規定する共益費の額は、毎年度、当該借上げに係る市営住宅の状況により、市長が定める。

3 第15条及び第16条の規定は、第1項に規定する共益費について準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。